

## 指定事業所における変更届出書の提出について

市から指定を受けた指定居宅介護支援事業者は、介護保険法の規程により当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、変更届出書（様式第5号）を市に提出することが必要です。

### 【変更届出書の添付書類一覧】

- ・資格証等の写しには、裏面または余白に、本人の署名捺印をしてください。
- ・資格証と現在の苗字が異なる場合は、旧姓がわかる戸籍等の写しを添付してください。
- ・雇用関係を証明する書類は、常勤・非常勤の別なく、届出対象者全員分を提出してください。
- ・現在事項全部証明書は、履歴事項全部証明書でも可能です。

	変 更 事 項	添 付 書 類
1	事業所の名称	・付表 ・新しい運営規程（変更箇所の明示か、新旧対照表を添付）
2	事業所の所在地	・付表 ・事業所の平面図 ・事業所の外観及び内部のカラー写真 ・賃借契約等の写し（賃借物件の場合のみ） ・新しい運営規程（変更箇所を明示） （9の運営規程も変更となる）
3	届出者の名称	・定款，寄附行為等 （6の定款等も変更となる） ・現在事項全部証明書，条例等
4	届出者の主たる事務所の所在地	・定款，寄附行為等 （6の定款等も変更となる） ・現在事項全部証明書，条例等
5	代表者の氏名及び住所	・現在事項全部証明書 ・誓約書 ・役員名簿（代表者のみで可）
6	定款，寄附行為，登記事項，条例等	・定款，寄附行為等 ・現在事項全部証明書，条例等

7	事業所の建物の構造, 専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・事業所の平面図 (変更部分を図示すること)</li> <li>・事業所の外観及び内部のカラー写真 (変更部分がわかるもの)</li> <li>・新しい運営規程 (変更箇所の明示か, 新旧対照表を添付) (運営規程に関係ない場合は提出不要)</li> </ul>
8	事業所の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・従業員全員の勤務形態一覧</li> <li>・資格証等の写し (資格が必要な場合のみ)</li> <li>・雇用関係を証する書類 (辞令等)</li> <li>・経歴書</li> </ul>
9	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表 (付表の記載事項に係る変更がある場合のみ)</li> <li>・新しい運営規程 (変更箇所の明示か, 新旧対照表を添付)</li> </ul>
1 0	役員の氏名, 生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在事項全部証明書</li> <li>・誓約書</li> <li>・役員名簿 (追加・変更があった者のみで可。役員減少のみの場合は, 誓約書・役員名簿の添付は不要。)</li> </ul>
1 1	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・介護支援専門員一覧</li> <li>・従業員全員の勤務形態一覧</li> <li>・裏面に本人の署名捺印をした介護支援専門員証の写し</li> <li>・雇用関係を証する書類</li> <li>・従業員一覧表 (追加・変更があった者のみで可)</li> </ul>